

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 0 4
保存期間	5 年 (令和13年12月31日まで)

秋本務 第337号 生企第134号
刑企第 78号 交企第148号
公 第 70号
令和 8 年 1 0 月 8 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察犯罪被害者等支援基本計画の策定について（通達）

県警察においては、「秋田県警察犯罪被害者等支援基本計画の策定について（通達）」（令和3年9月14日付け秋本務第488号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に係る業務を推進してきたところであるが、この度、別添「秋田県警察犯罪被害者等支援基本計画」を新たに策定し、犯罪被害者等に対する支援の充実を図ることとしたので、適正かつ効果的な運用に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

秋田県警察犯罪被害者等支援基本計画

第1 総則

1 目的

この計画は、「第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」及び「警察庁犯罪被害者等支援基本計画」を受け、秋田県警察における犯罪被害者等支援施策を計画的かつ総合的に推進するため、計画期間において講ずるべき具体的な取組内容及びその推進要領を示すことを目的とする。

2 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

3 推進体制

別に設置する秋田県警察犯罪被害者支援推進委員会において、第2に示す施策についての推進状況を点検し、犯罪被害者等支援の推進状況の把握と必要な調整を行う。

第2 具体的な施策

次に示す施策については、犯罪又は犯罪に類する行為による被害を受けた者はもとより、施策の内容に応じてその遺族、家族その他の関係者に対しても積極的に推進するものとする。

1 損害回復・経済的支援

(1) 犯罪被害者等の損害回復に関する支援の周知

ア 損害賠償請求等を始めとする支援制度の周知

関係機関が相互に連携しつつ、犯罪被害者等の支援制度を紹介した冊子、パンフレットやウェブサイト、市町村広報紙等を活用しながら、次の支援制度の周知を図る。

(ア) 刑事和解、刑事裁判における損害賠償命令制度、公判記録の閲覧・謄写及び不起訴記録の弾力的開示等の制度

(イ) (公社)秋田被害者支援センターによる損害賠償請求の補助や付添い、犯罪被害者等給付金申請の補助等の支援

(ウ) (公財)秋田県暴力追放運動推進センター、秋田弁護士会の民事介入暴力対策委員会等と連携した暴力団犯罪による被害の回復支援

(エ) (一財)自賠償保険・共済紛争処理機構における調停等による自賠償保険金の支払い適正化

(オ) (公財)日弁連交通事故相談センターによる無料法律相談等の支援

(カ) 日本司法支援センター(法テラス)が行う民事法律扶助制度による無料法律相談や弁護士費用の立替え、犯罪被害者等法律援助による支援

(キ) ひき逃げ、無保険車事故等の被害者に対する政府保障事業による支援

イ 犯罪被害者等給付金の支給に伴い取得する債権の管理の過程における犯罪被害者等への配慮

犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が加害者に対して取得する債権に関し、債

権管理の流れや債権回収方法等を説明するなど、犯罪被害者等の心情や損害賠償の受取に配慮した対応を行う。

ウ 被害金の振込先口座の凍結依頼の確実な実施等

犯罪被害者等からの届出や相談内容も踏まえて、被害金の振込先口座に関して金融機関に対する迅速な凍結依頼を確実に実施するとともに、犯罪被害者等に対し、被害回復に資する各種制度を教示するなど、被害の拡大防止及び被害の回復に努める。

エ 暴力団犯罪による被害の回復の支援等の充実

暴力団犯罪による被害の回復に向け、秋田県暴力追放運動推進センターや秋田弁護士会の民事介入暴力対策委員会等とも連携しつつ、事案の内容に応じた適切な解決がなされるよう努める。また、暴力団犯罪の被害者からの申出に基づいて、暴力団員への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの援助を行うことにより暴力団犯罪による被害の回復に努める。

(2) 経済的支援制度の周知及び迅速な対応

ア 犯罪被害者等給付金の迅速な支給

関係職員への犯罪被害給付制度の周知・教養を図り、犯罪被害者等への適切な教示を推進するとともに、仮給付制度の積極的な活用等により迅速な支給に努める。

イ 市町村による見舞金支給制度の周知等

県内全市町村が導入している見舞金支給制度の周知を図るとともに、市町村と連携して制度の効果的な運用に努める。

ウ 司法解剖後の遺体搬送費の公的措置の周知

司法解剖後の遺体搬送費に対する公的措置の周知を図るとともに、遺族の心情に配慮した運用に努める。

エ 医療費等に係る公費負担制度の周知

特定の犯罪被害者に係る初診料、診断書料、死体検案書料、カウンセリング費用、性犯罪被害者に係る緊急避妊、検査費用、人工妊娠中絶費用の公費負担制度について、犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう制度を周知するとともに、更なる充実に努める。

オ (公社) 秋田被害者支援センターが行う特別支援事業の周知

傷害、性犯罪、ストーカー行為等の犯罪被害者等に係る心身の被害の回復、転居等に要した経費に対し、(公社) 秋田被害者支援センターが補助する特別支援事業について、対象となる犯罪被害者等に周知を図り効果的な運用に努める。

カ 公益財団法人等が行う犯罪被害者等に対する経済的支援制度の周知

関係機関と連携しつつ、パンフレット、ウェブサイト等を活用し、下記の経済的支援制度を周知する。

(ア) (公財) 犯罪被害救援基金による奨学金給与等の支援

(イ) (独) 自動車事故対策機構、(公財) 交通遺児育英会、(公財) 交通遺児等育成基金等による財政的支援

キ 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援の周知

海外での犯罪行為により死亡した被害者の遺族又は障害が残った被害者に対し、弔慰金等を支給する制度の周知を図るとともに、制度の適切な運用に努める。

ク 犯罪被害者等も利用可能な社会保障等の制度の活用促進

犯罪被害者等が直面している経済的な困難を解消するため、利用可能な社会保障等の制度を十分に活用するよう、地方公共団体等に対して、支援の好事例を踏まえた制度の有用性に関する情報提供等を行う。また、制度の適正な活用がなされていない事例を把握した際は、速やかに関係機関との情報共有を行うなどして、必要な措置を講ずる。

(3) 居住先の安定確保

再被害を受けるおそれが高い場合や、自宅が被害の現場となり物理的に居住が困難な場合などに利用できる一時保護施設借上げ経費の公的措置のほか、ハウスクリーニング料の公的措置について、周知を図る。

2 精神的・身体的被害の回復・防止

(1) 精神的・身体的被害からの回復

ア カウンセラーによる犯罪被害者等へのカウンセリング等の充実

犯罪被害者等の精神的被害の回復を図るため、臨床心理士等による支援や部外の精神科医等のカウンセリングに対する公的措置の周知を図るとともに、関係機関・団体が行う支援制度を適切に情報提供する。

イ 被害少年に対するカウンセリング等の継続的支援

被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、臨床心理士等による支援や、少年育成支援官による関係者への助言等の継続的な支援を行う。

ウ 産婦人科医と連携した性犯罪被害者に対する適切な対応

県内の産婦人科医で構成する日本産婦人科医会秋田県支部や県内の医療機関と構築している「産婦人科医師と警察とのネットワーク」等により、性犯罪被害者等の保護や受診情報の適正な取扱いを行うとともに、性犯罪被害者の支援等に関する情報の提供を行い、性犯罪被害者に対する適切な対応に努める。

(2) 更なる精神的被害（二次的被害）の防止

ア 犯罪被害者等の心情に配慮した対応等の推進

犯罪被害者等と接する関係機関・団体の職員等を対象に、国が作成するトラウマインフォームドケア等に関する教材の周知及び積極的な活用を呼びかけることにより、犯罪被害者等のトラウマ反応への理解を促し、二次被害を防止するとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した対応を推進する。

イ 県警察職員等に対する研修の充実

(ア) 二次的被害の防止

犯罪被害者等支援に従事する職員に対する専門的な教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、犯罪被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回指導、具体的場面を想定した対応要領に関する実践的教養、被害者支援体験記を活用した教養、職務上犯罪被害者等に接し得る専門職が属する関係機関等における研修などを通じ、犯罪被害者等支援に対する意識の向上を図るとと

もに、職員による犯罪被害者等への二次的被害の防止に努める。

(イ) 被害児童からの聴取に関する指導・教養

被害児童の聴取に関する技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を行うほか、「子どもからの聴取に関するA I 訓練ツールの開発」事業において開発した訓練ツールを活用するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施を推進する。

(ウ) 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査等のための指導・教養

女性に限らず全ての性犯罪被害者の心情に配慮した捜査や被害者支援を推進するため、指導・教養を推進する。

(エ) 障害者の特性を踏まえた捜査等のための指導・教養

障害者の特性を踏まえた捜査や被害者支援を推進するため、指導・教養を推進する。

ウ 性暴力被害者等に対応する捜査員の配置等

各警察署に配置されている捜査員から性犯罪指定捜査員を指定するとともに、性暴力被害者等の事情聴取における犯罪被害者等のための相談室の活用及び民間被害者支援団体等との連携強化に努め、性暴力被害者等の心情に配慮した適切な対応を図る。

エ 被害児童からの事情聴取における配慮

県警察、検察庁及び児童相談所は、医療、福祉等の関係機関とも事案に応じて連携しつつ、犯罪被害者等となった児童からの事情聴取に先立って協議を行い、警察、検察又は児童相談所の代表者が聴取を行う取組を推進するとともに、事情聴取に際しては、児童が精神的負担を感じにくい聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を継続して推進する。また、犯罪被害者等となった児童から最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知を図る。

オ 障害のある者からの事情聴取における配慮

障害のある犯罪被害者等から聴取をする際、その者の特性を十分に理解し、聴取を行う時間や場所等について配慮がなされるよう取り組むとともに、その障害の程度等を踏まえ、適切な措置が講じられるよう取り組む。

(3) 再被害防止等の安全の確保の充実等

ア 加害者に関する情報の適正な運用

(ア) 県警察、検察庁、刑務所等との連携促進

県警察において、検察庁、刑務所、保護観察所等との連携を密にしながら釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等、加害者に関する情報を適切に受けるなど、引き続き、円滑かつ適正な運用に努める。

(イ) 子どもへの暴力的性犯罪者の出所情報に基づく再犯防止対策の推進

16歳未満の子どもに対する暴力的性犯罪者の出所情報に基づき、出所後の居住状況の定期的な確認を含め、再犯防止対策に努める。

(ウ) 保護観察処分付執行猶予者等の動向把握に伴う再被害防止対策の推進

刑事施設に収容され仮釈放になった者及び保護観察処分付執行猶予となった者の特別遵守事項を適切に設定することやその遵守状況を的確に把握し、保護観察所と緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を迅速に把握し、必要な措置を講ずる。

イ 犯罪被害者等に関する情報の保護

(ア) 法廷における犯罪被害者等に関する情報保護制度の周知

捜査の各段階における犯罪被害者等の個人特定事項の秘匿措置及び法廷における情報保護制度を周知し、犯罪被害者等のプライバシー保護と二次被害の防止を図る。

(イ) 関係機関が行う支援措置制度の教示等

DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する保護のため、市町村が行う住民基本台帳の閲覧制限、運輸局等が行う登録事項等証明書の交付拒否等の制度等を教示するとともに、市町村、運輸局等関係機関との一層の連携に努める。

(ウ) 犯罪被害者等の情報に関する適切な発表

犯罪被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。

ウ 再被害防止措置の推進

(ア) 犯罪被害者等の再被害防止

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。また、再被害を受けるおそれが高いなど、一時的に安全な居住場所を確保する必要がある犯罪被害者等に対し、一時保護施設借上げ経費の公的措置の周知を図るなど効果的な運用に努める。

(イ) 人身安全関連事案への対策

ストーカー事案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（人身安全関連事案）については、認知した段階では危害を加えられる危険性及び切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、警察本部に設置した秋田県警察本部人身安全関連事案対処体制において情報集約及び対処を統括する幹部（司令塔）の下、間隙を生じさせない、真に実効性のある体制を構築するとともに、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全の確保を最優先にストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の適時的確な適用を始めとする関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止や、被害者の保護措置等の組織的な対応を推進する。また、被害者等の安全確保をより確実にするため、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウ

ンセリング等を受けるよう働き掛けるほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進する。

エ 暴力団等からの危害の未然防止

暴力団等から危害を被るおそれがある方を「保護対象者」に指定して、危害の未然防止の措置を推進する。

オ 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

(ア) 児童相談所、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター及び県警察の連携の充実

虐待を受けた児童やDV被害者の再被害の防止については、市町村、児童相談所、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、県警察が連携を強化し、安全の確保に努める。

(イ) 学校警察連絡連携制度等の活用による加害少年等に対する指導

県警察と学校等関係機関の学校警察連絡連携制度等を活用し、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害防止に努める。また、犯罪被害者等の個々の少年が抱える問題に応じた的確な対応を行うため、学校、県警察、児童相談所等の専門機関の担当者から成る少年サポートチームを必要に応じて編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年に対する指導・助言を行う。

カ 犯罪被害者等支援に携わる者への心理的影響に対する配慮

犯罪被害者等支援に携わる職員に対し、代理受傷に関する教養を行い、ストレスに備えさせるとともに、必要に応じカウンセリングなどの必要な措置を講ずる。

3 刑事手続への関与拡充

(1) 「被害者連絡制度」等の適切な運用

犯罪被害者等に対し、加害者や加害者の処分状況などの情報を提供する「被害者連絡制度」を周知徹底し、適時適切な捜査状況等の情報提供に努めるとともに、公判等への付添いや、相談・要望の聴取等を行う「被害者支援員制度」を周知し、その積極的な活用を図る。

(2) 「冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付」等各種制度の周知

冒頭陳述や公訴事実の要旨の内容を記載した書面の交付、公判記録の閲覧・謄写、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度、不起訴記録の弾力的開示、被害者等通知制度等について、一層の周知を図る。

(3) 「少年保護事件に関する意見の聴取」等各種制度の周知

少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写、審判結果の通知等の各制度や、重大事件の被害者等が少年審判を傍聴できる制度について、一層の周知を図る。

(4) 被害の届出や相談に対する適切な対応

被害の届出や相談に対しては、犯罪被害者等の立場に立った適切な対応を行うとともに、被害の届出に関しては、内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くもので

ある場合を除き、迅速・確実に受理する。

(5) 告訴に対する適切な対応

犯罪の不成立が明白な場合や根拠が必ずしも十分と認められない場合等を除き、可能な限り迅速かつ適切な対応に努める。

(6) 検視及び司法解剖に関する説明

検視及び司法解剖に関するパンフレットの活用等により、遺族に対して適切な説明及び配慮に努めるとともに、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることの周知に努める。

(7) 医療機関における適正な証拠採取等の協力依頼

医療機関において、性犯罪被害者からの証拠採取が適正に行われるよう、証拠採取要領の周知を図るとともに、潜在被害者の情報提供など、医療機関への働き掛けを推進し、理解と協力を求める。

(8) 証拠物件の還付等における犯罪被害者等の意向を踏まえた対応

証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸することのないようその証拠価値の保全に努めるほか、還付等については、犯罪被害者等の立場、心身の状況、置かれている環境等へ配慮するとともに、その意向を踏まえた上で適切な対応を図る。

(9) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等

重大・悪質な交通事故等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、緻密で科学的な捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種捜査研修の充実に努めるなど、犯罪被害者等の心情に配慮した取組を一層推進する。

(10) 犯罪被害者等のための施設の改善

犯罪被害者等のプライバシーに配慮するとともに、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられる相談室等の環境づくりに配慮する。

(11) ビデオリンク制度等の周知

犯罪被害者等のプライバシー保護のため、ビデオリンク制度等の周知を図る。

(12) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取伝達制度の周知

被害者等の心情等の聴取・伝達制度について、保護観察所等関係機関と連携し制度の概要や利用方法等の周知を図る。

4 支援体制等の整備充実

(1) 各機関・団体における体制の充実

ア 相談に対する適切な対応

全国統一の相談電話「＃９１１０」や警察官が対応する「性犯罪被害相談電話＃８１０３」、少年相談のための「やまびこ電話」等の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるほか、精神的ケアを望む相談に対し、臨床心理士等による支援、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介することにより、犯罪被害者等のニーズに応える。

このほか、潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結びつけるため、少年

福祉犯罪や児童虐待事案、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪等に関する通報を匿名で受け付ける「匿名通報ダイヤル」の周知を図る。

さらに、交通事故等の被害者等から加害者に対する意見の聴取等の期日等に関する問い合わせがあった場合や、交通死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から加害者に対する行政処分の結果に関する問い合わせがあった場合は、被害者等の心情に配慮し、適切な対応に努める。

イ 被害者支援員制度の適切な運用

事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、相談対応、情報提供等を行う被害者支援員に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教養の充実を図り、適切に運用する。

特に、死傷者が多数に及ぶ事案等にも迅速・確実に対応できるよう、必要に応じて被害者支援員の迅速な集中運用を行うためのマニュアル等の整備、犯罪被害者等支援の担当部門及び捜査担当部門の連携強化に努める。

ウ 被害少年が相談しやすい環境の整備

警察本部人身安全対策課に少年サポートセンターを設置し、県内8警察署（大館、能代、秋田臨港、秋田中央、秋田東、由利本荘、大仙、横手）に支部を設置していることから、少年育成支援官が未配置の警察署と緊密に連携を図り、県内全域において、被害少年が早期に適切な支援を受けることができ、継続的支援が行われるよう、引き続き少年サポートセンターの周知に努める。

エ 好事例の勧奨及び適切な評価等

情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援が確実に実施されるよう、好事例を勧奨し、具体的な支援事例を通じて個々の職員の実務能力の向上を図るとともに、課題の情報共有を行い、その適切な取組を図る。また、評価及び表彰の的確な実施により、犯罪被害者等支援に係る職員の意識高揚を図る。

オ 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練等

児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努めるとともに、児童虐待事案対応時の専門的対応に関する指導等の業務を担う「子供・女性・高齢者安全対策官」を配置するなど、児童虐待への対応力の強化を図る。

カ ストーカー事案への迅速かつ的確な対応

「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定。平成29年4月24日改訂・令和4年7月15日改訂・令和8年7月28日改訂。）を踏まえ、関係機関と連携し、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援、調査研究・広報啓発活動等、加害者対策及び犯罪被害者等の支援を図るための措置といった各種対策を推進するほか、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、必要な教養を行う。

キ 犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実

犯罪被害者等支援に関するウェブサイトにおいて、関係法令、関係機関・団体等が提供する支援制度、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新による

情報提供を行うなど、その充実を図る。

(2) 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化

ア 多機関ワンストップサービスの運用による支援の強化

犯罪被害者等がつらい体験を繰り返し説明する負担をなくすため、いずれかの機関・団体に相談や問合せを行えば、必要とする支援につながるよう、犯罪被害者等支援コーディネーターを中心に関係機関と調整し、一度の相談から途切れることのない包括的な支援を行う。また、支援が円滑に行われるように、相談受理窓口及び支援サービスを持つ機関・団体との連携強化に努める。

イ 支援経過の記録化と「被害者手帳」の確実な交付

中長期的支援を見据え、犯罪被害者等支援コーディネーターによる支援経過の記録化を進めるほか、各種被害者支援施策や県・市町村の「総合的対応窓口」等の相談窓口を網羅するとともに、事案の概要や支援の経過等を記録できる「被害者手帳」を作成して犯罪被害者等への確実な交付と制度等の適切な説明を行う。また、外国人の犯罪被害者等に対し、外国版資料を配布するほか、ウェブサイトにおいて情報を提供する。

ウ 「秋田県被害者支援連絡協議会」等によるきめ細かな支援

「秋田県被害者支援連絡協議会」及び「地区被害者支援連絡協議会」において、各機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、事案への対応力の向上を図り、犯罪被害者等の具体的なニーズに対応したきめ細かな支援を行う。また、犯罪被害者等に対し、各機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等に関する情報提供を行うよう努める。

エ 性犯罪被害者に対する支援の充実

性犯罪の担当者に対し、性犯罪被害者からの相談を受ける際に必要な研修を実施していくとともに、(公社)秋田被害者支援センター、あきた性暴力被害者サポートセンター(ほっとハートあきた)等の関係機関との連携を強化し、性犯罪被害者への適切な対応に努める。また、犯罪被害者等早期援助団体に指定されている(公社)秋田被害者支援センターに連絡先や相談内容を提供することで、早期に支援が受けられることを性犯罪被害者に対して周知する。

オ 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上

都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」に関する広報、相談窓口における性犯罪被害者に対する支援制度の紹介等、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。

カ (公社)秋田被害者支援センターとの連携・協力等

(ア) (公社)秋田被害者支援センターへの適切な情報提供

犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援においては犯罪被害者等の秘密が守られることなどを十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を(公社)秋田被害者支援センターに提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努める。

(イ) 「自助グループ」に対する支援

犯罪被害者等の要望を踏まえ、(公社)秋田被害者支援センター等との連携を図り、犯罪被害者等に対する自助グループの紹介や参加案内について広報する。また、自助グループによる語り合う会の開催に際しては、犯罪被害者等への周知を図るとともに、自助グループが公的施設を利用できるよう助言、協力するなど、その活動等への支援を行う。

キ 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

警察庁と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関・民間被害者支援団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、支援制度に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の必要な支援を行う。

(3) 民間支援団体等に対する援助

ア (公社)秋田被害者支援センターに対する財政的支援の充実等

(公社)秋田被害者支援センターの活動は、県及び市町村が行う犯罪被害者等の支援のための施策と有機的かつ密接に結びついており、その重要な一翼を担っていることから、財政的支援の充実に努める。また、(公社)秋田被害者支援センターにおけるボランティア等の人材の確保及び育成について、関係機関と連携して支援する。

イ 秋田県被害者支援連絡協議会等に対する支援

秋田県被害者支援連絡協議会において、会員である関係機関・団体と相互の協力を強化するとともに、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。また、市町村に対し、地区被害者支援連絡協議会への積極的な参画等を促す。

ウ 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催する講演会等について、その意義や趣旨に賛同できるものは、その効果の波及性等を踏まえて後援する。また、講演会等の開催について、各種広報媒体を通じて、その意義・活動について広く一般に広報するなどして、民間の団体の活動を支援する。

(4) 地方公共団体等担当者研修の充実

犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体等の職員の対応能力及び専門性の向上を図るため、国や関係機関で実施する会議、研修等へ積極的な参加を促す。また、市町村の総合的対応窓口担当者研修会において、県と連携し、国の地方公共団体アドバイザー等の専門家等の招へいや、関係機関・団体を交えたグループワークの実施等、より実践的な内容となるよう研修の充実に努める。

5 県民の理解の増進

(1) 県民理解を促進する啓発事業の実施

ア 「犯罪被害を考える日」に合わせた啓発の促進

秋田県犯罪被害者等支援条例で定めている「犯罪被害を考える日(6月30日)」に合わせ、市町村や関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等支援啓発のための広報資料の配布や犯罪被害者等のメッセージが入ったパネルの展示を行う「街頭キャンペーン」等の実施により、県民が犯罪被害者等支援について考える機会を提供し、その理解の促進を図る。

イ 「犯罪被害者月間」に合わせた啓発の促進

国が広報啓発のための集中的な強化期間として設定した「犯罪被害者月間（毎年11月1日から12月1日まで）」に合わせ、犯罪被害者等による講演等を行うイベント「県民のつどい」を中心として、ウェブサイトや広報誌への情報掲載、犯罪被害者等の手記の配布等の広報啓発活動を集中的に行う。

ウ 県民の関心を高め参加を促す広報啓発活動

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援についての県民の関心を喚起し、その理解を深めるため、関係機関・団体と連携・協力した街頭キャンペーンや各種会合での講話等を実施するとともに、各種広報媒体の多様化による効果的な広報啓発活動を行うほか、犯罪被害者等の参加・協力を得て講演会等を開催し、その声を県民に広く届ける機会を設ける。また、より深く県民に考える機会を提供するため、犯罪被害者等支援のシンボルマーク「ギュっとちゃん」及び犯罪被害に遭われた方・支援者のためのポータルサイト「ギュっとCH（チャンネル）」の普及等を行う。

エ 少年の犯罪被害防止等に関する広報の実施

各種会合や少年非行防止教室、キャンペーン等様々な機会を通じて、被害少年やその保護者に対する相談窓口に関する効果的な広報を実施する。

オ 交通事故被害者等の声を反映した県民理解の促進

交通安全に関する講話や各種会合等における交通事故の被害者等の講演や手記の活用等により、交通事故の被害者等の置かれた立場や苦しみ、交通事故の惨状等について、県民への周知を図る。

(2) 犯罪被害者等支援の実態把握等

犯罪被害者等支援の実態や犯罪被害者等が置かれている状況の適切な把握に努めるとともに、把握した実態を踏まえ、必要な対応を行う。

(3) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進

各種機会を通じて、被害が潜在化しやすい性犯罪や被害児童を始めとする犯罪被害者等が置かれている状況等を広く県民に周知し、その理解促進を図る。

(4) 犯罪・事故発生状況等の情報提供

犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、県警察ウェブサイト等において、性犯罪を含め住民に注意喚起が必要な犯罪の発生状況を掲載するなど、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となり得る情報提供を行う。また、交通事故の事故統計や年齢層別交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図る。

(5) 大学生等に対する犯罪被害者等支援に係る理解の促進

大学生等に対する犯罪被害者等支援に関する講義の開催や、ボランティア等の社会参加活動等を促進し、犯罪被害者等が受けた様々な痛みや、加害者も被害者も出さない社会を希求する思い等への理解を深め、犯罪被害者等への配慮・協力への意識のかん養、規範意識の向上等を図る。

(6) 「命の大切さ学習教室」の推進

小・中学校や高等学校、特別支援学校の生徒を対象とした犯罪被害者等による講

演会「命の大切さ学習教室」を通じて、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の
かん養、規範意識の向上等を図る。